

○鹿児島県警察官の服制に関する訓令

平成7.2.23 鹿児島県警察本部訓令 1

題名…改正〔令和2.3訓令3〕

改正 前略…令和7.2訓令2

鹿児島県警察官の服制及び服装に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第3号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 制服警察官の服装（第5条―第22条）

第3章 特殊勤務に従事する警察官の服装（第23条―第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、鹿児島県警察官の服制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠規定）

第2条 鹿児島県警察官の服制に関しては、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）、警察官等の服制に関する細則（平成6年警察庁訓令第1号。以下「細則」という。）、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）その他別に定めがあるものによるほか、この訓令の定めるところによる。

（服装の心構え）

第3条 警察官は、常に服装を清潔、端正に保ち、品位の保持に努めなければならない。

（私服の着用）

第4条 規則第8条の規定により、私服を着用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 警察本部長

(2) 鹿児島県警察の組織に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第13号）第29条から第30条までに規定する部長、警務部参事官兼首席監察官及び参事官の職にある者

(3) 警察本部に勤務する者で次に掲げるもの

ア 警務部の各所属に勤務する者（留置管理課において看守又は護送の業務に従事する者を除く。）

イ 生活安全部の各所属に勤務する者（地域課自動車警ら隊、鉄道警察隊又は移動交番係の業務に従事する者を除く。）

ウ 刑事部の各所属に勤務する者

エ 交通部の各所属に勤務する者（免許管理課において専ら聴聞業務以外の業務に従事する者並びに免許試験課、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に勤務する者を除く。）

オ 警備部の各所属に勤務する者（機動隊員を除く。）

(4) 警察署の生活安全課、天文館・地域安全対策課、生活安全刑事課、刑事課（刑事第一課及び刑事第二課を含む。）及び警備課に勤務する者

(5) 前4号に掲げるもののほか、制服を着用することが職務遂行上支障があると所属長が認めた者

2 前項のほか、勤務の性質上又は傷病等のため制服の着用には支障がある者は、警察本部の課長（科学捜査研究所長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長を含む。）、警察学校長及び警察署長（以下「所属長」という。）の承認を得て私服を着用することができる。

第2章 制服警察官の服装

（服装等）

第5条 警察官は、勤務中は制服、制帽、制服用ワイシャツ、ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、並びに階級章、識別章、警察手帳、帯革、拳銃、拳銃つりひも、警笛、手錠及び警棒を着装しなければならない。ただし、第4条、第12条、第15条、第20条及び第3章に規定する場合又は別に定めのある場合は、この限りでない。

（着用期間の特例）

第6条 規則第3条ただし書の規定により、警察官の次の表の左欄に掲げる被服の着用期間は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

被 服	着 用 期 間	
	奄美市及び大島郡	その他の地域
冬服、冬活動服、冬帽子、冬活動帽子、制服用ワイシャツ及びネクタイ	12月1日から翌年3月31日まで	11月1日から翌年4月30日まで
合服、合活動服、合帽子、合活動帽子、制服用ワイシャツ及びネクタイ	着用期間なし	着用期間なし
夏服、夏帽子及び夏活動帽子	4月1日から11月30日まで	5月1日から10月31日まで

2 警察本部長は、気象条件等により必要がある場合は、前項の期間を伸縮することができる

る。

（夏服上衣の着用）

第7条 夏服上衣は、所属長が必要と認めるときは、長袖又は半袖に斉一を期することができる。

（防寒服の着用）

第8条 防寒服は、防寒のため必要がある場合に、原則として室外において第5条に規定する服装等の上に着用するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、室内において着用することができる。

（雨衣の着用）

第9条 雨衣は、雨雪等の際、室外において着用するものとし、必要があるときは、防寒服の上に着用することができる。

（帯革の着装要領）

第10条 冬服、合服、夏服、防寒服又は雨衣を着用した場合の帯革の着装要領は、次に掲げるとおりとする。

(1) ズボンのベルトの上に、バックルが正面に位置するよう帯革本帯を留め革でズボンのベルトに固定して着装するものとし、留め革は、バックルを中心として左側は警棒つりと手錠入れの間、右側は拳銃入れ、拳銃つりひもの後にベルトを挟んで着装するものとする。この場合において、帯革本帯とベルトとのズレを防止するため、3本目の留め革を適宜な位置に着装することができる。

(2) 防寒服又は雨衣を着用した場合は、その内側に前号に準じて着装するものとする。

（帯革附属品の着装要領）

第11条 前条の規定により帯革を着装した場合の帯革附属品の着装要領は、別表第1のとおりにする。

（服装等の一部省略）

第12条 第5条に規定する服装等の一部を省略できる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 制帽又は活動帽は、室内で勤務する場合及び警察本部長が定めるヘルメットを着用する場合は、着用しないことができる。

(2) 帯革又は手錠は、次の場合には、着装しないことができる。

ア 室内で勤務するとき。ただし、交番等で勤務する場合を除く。

イ 留置施設において看守勤務に従事するとき。ただし、所属長が特に指示した場合を除く。

ウ 災害応急対策のための作業に従事するとき。

エ その他職務の遂行上、特に着装する必要がないと所属長が認めたとき。

- (3) 警棒は、警察官等警棒等使用及び取扱い規範第8条第1項第1号から第7号までに規定する場合のほか、次の場合には携帯しないことができる。ただし、警棒を携帯する必要があると所属長が認めた場合は、この限りでない。

ア 警部以上の警察官で勤務上必要のないとき。

イ 交通事故処理に専従するとき。

ウ 祭典等に列席するとき。

エ 遭難者等の救助活動及びその訓練に従事するとき。

オ 護送業務に従事するとき。

- (4) 手錠は、警視以上の階級にある警察官は着装しないことができる。

- (5) 拳銃、警棒及び手錠を着装しない場合は、帯革本帯からそれぞれ拳銃用調整具及び拳銃入れ並びに警棒つり並びに手錠入れを取り外すものとする。

(拳銃つりひもの着装)

第13条 拳銃を携帯するときは、拳銃つりひもの大きな輪を帯革の拳銃用調整具又は拳銃入れと留め革の間に通した上、大きい輪になす環を通してつり環に着装するものとする。

(携帯品の収納箇所)

第14条 警察手帳、警笛、手錠及び名刺の収納箇所は、警察点検規範（昭和29年警察庁訓令第12号）第7条及び第8条に定めるところによるものとする。ただし、防寒服を着用した場合は、警笛は右胸ポケットに収納するものとする。

(靴の着用)

第15条 警察官は、制服の場合は、通常、黒色短靴を着用するものとする。

- 2 警備靴は、教練、警備実施等の場合において、所属長が必要と認めたときに着用するものとする。
- 3 雨雪の際は、黒色ゴム長靴又は同半長靴を着用することができる。
- 4 看守又は護送に従事する場合は、運動靴を着用することができる。

(白手袋の着用)

第16条 白手袋を着用する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 儀式、祭典その他の儀礼的な行事に出席するとき。
- (2) その他白手袋を着用する必要があるとき。

(あごひもの使用)

第17条 あごひものは、部隊活動中指揮官が命じたとき又は特に必要があると認めたときに

用いるものとする。

(帽子雨覆いの着装)

第18条 帽子雨覆いは、雨雪等の際、室外において着装するものとする。

(交通腕章の着装)

第19条 交通の指導取締りに従事する警察官は、交通腕章を着装することができる。

2 前項に規定する腕章及びその着装要領は、別表第2のとおりとする。

(乗車用ヘルメットの着用)

第20条 警察官が自動二輪車、原動機付自転車又は自転車に乗車して勤務するとき着用する乗車用ヘルメットの形状等は、別に定める。ただし、私服勤務の場合は、この限りではない。

(女性警察官の装備品の携帯方法)

第21条 女性警察官は、警察手帳は、次の各号に掲げる被服の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所に納めて、携帯するものとする。

(1) 冬服上衣及び合服上衣 左腰部のポケット

(2) 夏服 ベストの左腰部のポケット（ベストを着用していない場合にあっては、スカート又はズボンの前面左のポケット）

(3) 活動服 左腹部のポケット

2 女性警察官は、警笛は白色警笛つりひもに取り付けて、次の各号に掲げる被服の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所に納めて、携帯するものとする。

(1) 冬服上衣及び合服 上衣右腰部のポケット

(2) ベスト 右腰部のポケット

(3) 冬活動服、合活動服、制服用ワイシャツ及び夏服上衣 右胸部のポケット

(女性警察官のスカート等の着用)

第22条 女性警察官は、制服を着用した場合においては、スカート又はズボンを着用するものとする。ただし、所属長は、必要があるときは、いずれかに斉一して着用させることができる。

第3章 特殊勤務に従事する警察官の服装

(交通係専務警察官の服装)

第23条 交通係専務の警察官は、白色帯革、白色警笛つりひも、白色帽子覆い及び白色あごひもを着装するものとする。

- 2 前項の警察官のうち、交通事故処理に従事する警察官は、現場において事故臨場服を着用することができる。

第24条 交通機動取締りに従事する警察官（交通機動隊員、高速道路交通警察隊員及び警察署において自動二輪車である交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官。以下「交通機動隊員等」という。）は、次に掲げる装備品を着用し、及び着装しなければならない。

- (1) 交通乗車服
- (2) 乗車用ヘルメット
- (3) 交通取締用自動二輪車乗務員にあつてはマフラー
- (4) 制服用ワイシャツ又は白色のワイシャツ
- (5) ネクタイ
- (6) 乗車靴
- (7) 白色帯革
- (8) 階級章
- (9) 識別章
- (10) 警察手帳
- (11) 手錠
- (12) 警棒

- 2 前項の規定にかかわらず、交通機動隊員等は、交通乗車服の夏服を着用するときは、同項第3号から第5号までに掲げる被服を着用しないものとする。

- 3 交通機動隊員等は、必要があると認めるときは、次に掲げる被服を着用することができる。ただし、白色帽子覆い及び白色あごひもの着用については、高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第42条第1項に規定する自動車専用道路をいう。）において警察活動に従事する場合は除く。

- (1) 防寒服
- (2) 雨衣
- (3) 乗車用手袋
- (4) 防塵眼鏡
- (5) 白色帽子覆い
- (6) 白色あごひも

(7) 白色警笛つりひも

(8) 腹帯

4 交通機動隊員等は、帯革を着装する際には、原則として拳銃入れ及び留め革は着装しないものとする。

5 防寒服の着用期間は、冬服と同様とし、防寒服着用時の帯革は、当該防寒服の上に装着するものとする。

6 交通乗車服の上衣には、交通乗車服記章を取り付けるものとし、交通乗車服記章及びその取付位置は、別表第3のとおりとする。

(無線自動車に乗務する警察官の服装)

第25条 警ら用無線自動車に乗務する警察官は、夜間等必要がある場合には、白色帯革を着装することができる。

(警察用航空機の操縦業務に従事する警察官の服装)

第26条 警察用航空機の操縦業務に従事する警察官は、航空飛行服、航空飛行帽、航空靴その他必要な特殊被服を着用するものとする。

(出勤服等の着用)

第27条 出勤服、略帽、鉄帽（ヘルメットライナーを含む。）等は、次の各号の一に該当する場合において、所属長が指示したときに着用するものとする。

- (1) 治安警備に従事するとき。
- (2) 災害警備に従事するとき。
- (3) 警備実施訓練に従事するとき。
- (4) その他着用の必要があると認めるとき。

2 前項の場合における帯革及び警棒の着装は、その都度所属長が定めるものとする。

(夜光チョッキ等の着用等)

第28条 警察官は、夜間における検問、交通の一斉取締り、交通事故処理等業務上必要があると認める場合には、夜光チョッキ、白（夜光）帯革等を着用（装）することができる。

(作業服の着用)

第29条 警察官は、車両の整備、検視及び交通規制に関する業務に従事する場合等必要があると認めるときは、作業服を着用することができる。

附 則

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島県警察処務規程（昭和36年鹿児島県警察本部訓令第36号）の一部を次のように

改正する。

〔次のよう略〕

- 3 鹿児島県警察職員服務規程（昭和30年鹿児島県警察本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

- 4 鹿児島県警察官の礼装に関する訓令（昭和49年鹿児島県警察本部訓令第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

- 5 鹿児島県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令（昭和60年鹿児島県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

- 6 鹿児島県警察手帳規程（昭和30年鹿児島県警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

- 7 鹿児島県警察職員の服制及び服装に関する訓令（昭和36年鹿児島県警察本部訓令第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則 （平成8.3.27訓令9）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 （平成10.11.11訓令46）

この訓令は、平成10年12月8日から施行する。

附 則 （平成12.3.1訓令5）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 （平成12.3.16訓令9抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 （平成13.3.16訓令8）

この訓令は、平成13年3月23日から施行する。ただし、第1条の別表第1の改正規定（交通機動隊川内分駐係、鹿屋分駐係に係る部分に限る。）及び第6条の改正規定は、平成13年3月28日から施行し、第1条の第13条の改正規定、別表第1の改正規定（相談広報課及びハイテク犯罪に係る部分に限る。）及び別表第3の改正規定（相談広報課に係る部分に限る。）

並びに第3条の第12条及び第14条の改正規定（相談広報課に係る部分に限る。）並びに第4条の別表第2の改正規定（相談広報課に係る部分に限る。）及び別表第3の改正規定（相談広報課に係る部分に限る。）並びに第5条の別表第1の改正規定（相談広報課に係る部分に限る。）は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 （平成14.1.30訓令3）

この訓令は、平成14年1月30日から施行する。

附 則 （平成14.9.24訓令24）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 （平成17.3.22訓令11抄）

（施行期日）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成18.9.26訓令27）

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 （平成19.5.30訓令18）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 （平成19.8.31訓令28抄）

この訓令は、平成19年8月31日から施行する。

附 則 （平成21.3.30訓令10抄）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 （平成28.2.24訓令2）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成30.3.23訓令9）

この訓令は、平成30年3月23日から施行する。

附 則 （平成31.3.18訓令16）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和2.3.2訓令3）

この訓令は、令和2年3月23日から施行する。

附 則 （令和5.3.13訓令20）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和6.2.9訓令3）

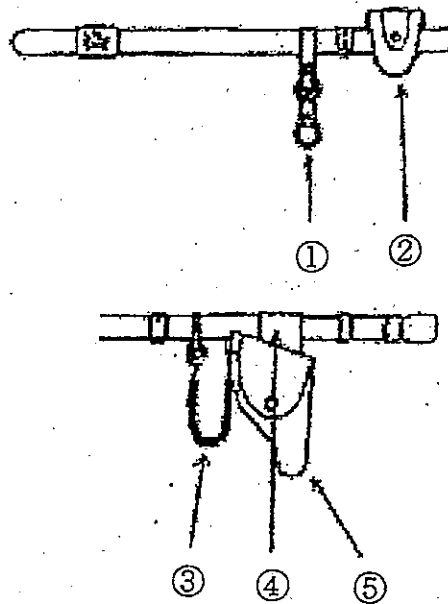
この訓令は、令和6年3月25日から施行する。

附 則 （令和7.2.18訓令2）

この訓令は、令和7年3月1日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

帯革附属品の着装要領

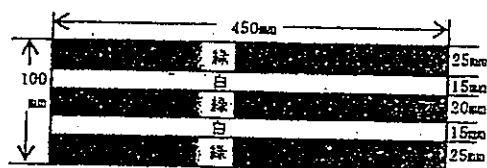


- ① 警棒つり
- ② 手錠入れ
- ③ 拳銃つりひも
- ④ 拳銃用調整具
- ⑤ 拳銃入れ

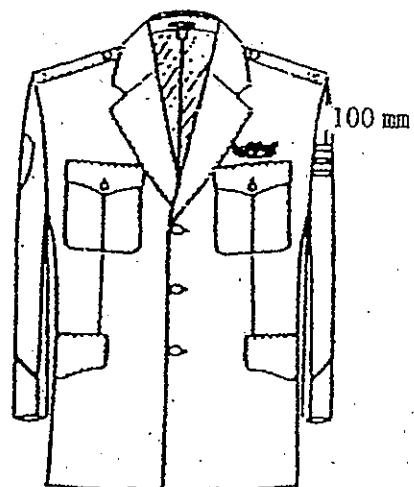
本表…追加〔平成28.2訓令2〕、旧別表2…繰上〔令和2.3訓令3〕

別表第2 (第19条関係)

交通腕章及びその着装要領



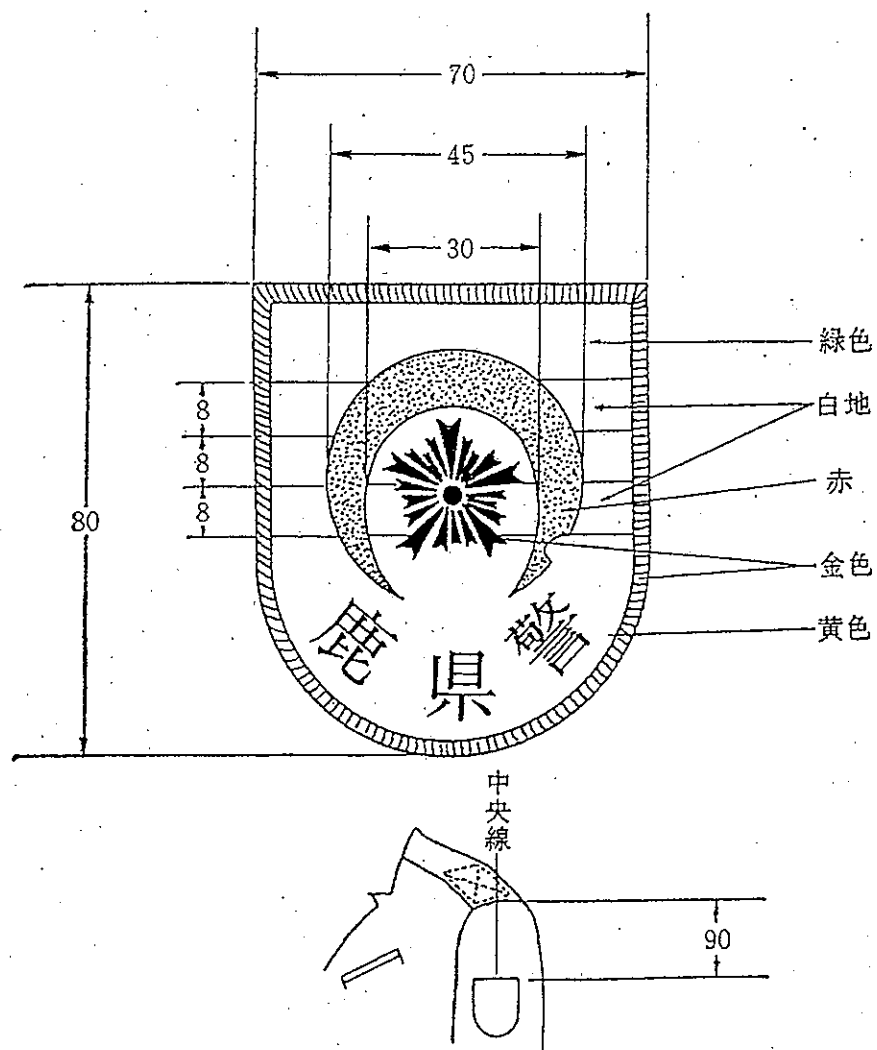
- 1 地質は、毛織物又はビニールとする。
- 2 結着は、安全ピン又は、左肩章下をとおしてひもでとめるものとする。



旧別表3…繰上〔平成14.9訓令24〕、旧別表2…一部改正し繰下〔平成28.2訓令2〕、旧別表3…繰上〔令和2.3訓令3〕

別表第3（第24条関係）

交通乗車服記章及びその取付位置



数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

旧別表4…一部改正し緑上〔平成14.9訓令24〕、旧別表3…緑下〔平成28.2訓令2〕、旧別表4…緑上〔令和2.3訓令3〕